

# 誓 約 書

- 1 温泉法（昭和23年法律第125号。以下法という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者ではありません。
- 2 法第31条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により温泉の利用の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者ではありません。
- 3 （法人のみ）役員のうち前2号のいずれかに該当する者はありません。

令和 年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）